

令和5年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月14日（木曜日）午前10時03分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤萩 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	宮本 克典君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	生井 好雄君	産業建設部長	鈴木 衛君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	中川 貴志君
財 務 課 長	倉持 浩幸君	税 務 課 長	岩坂 信幸君
戸籍住民課長	高橋美由紀君	国保年金課長	諏訪 敦史君
福祉介護課長	野中 清昭君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 兼 農 政 課 長	山崎 浩司君
産業振興課長	瀬崎 清一君	都市建設課長	秋葉 通明君
上下水道課長	青木 讓君	会計管理者兼 会 計 課 長	大林 伸光君

総務課補佐 前野 晃一君

財務課補佐 山中 昌之君

議会事務局の出席者

議会事務局長 飯岡 勝利 補 佐 菊 佐知子

主 幹 小竹 雅史

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいます、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

令和5年12月14日（木）午前9時開議

諸般の報告

- 日程第1 議案第1号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 八千代町下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第4 議案第4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第9号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第12号 5. 農地耕作条件改善事業若地区農地整備工事請負変更契約の締結について

日程第9 休会の件

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長でありますので、報告いたします。

行政諸般の報告

議長（上野政男君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 引き続きご苦勞さまです。ただいま議長のお許しをいただきましたので、行政の諸般事項についてご報告をさせていただきます。

初めに、茨城県消防ポンプ操法競技大会中央大会の結果についてご報告申し上げます。本大会は、11月25日、茨城県立消防学校において開催され、県西地区を代表して、八千代町消防団第7分団が出場しました。結果は第3位で、全国大会への切符は惜しくも逃しましたが、3位入賞という堂々たる成績を収めることができました。また、個人の部においては、八千代町消防団から2名の選手が最優秀選手賞を授与されました。議員各位には多大なるご支援を賜り厚く御礼申し上げますとともに、今後とも消防団活動に對しまして深いご理解となお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、令和6年新春賀詞交歓会の実施についてご報告申し上げます。本年度、賀詞交歓会を八千代町商工会、JA常総ひかり農業協同組合との共催により、来年1月7日曜日「はたちのつどい」終了後、正午からビ・アーンジュ結城家において開催いたします。賀詞交歓会は、新年を祝うとともに、お互いの関係をより深める場ということで意義深いものであります。昨年度までは新型コロナウイルス感染症への対応としまして、飲食を控え、さらに規模の縮小、時間の短縮などの対策を講じた上で開催してまいりましたが、本年度は従来形で開催を予定しております。

また、「令和6年はたちのつどい」につきましては、令和6年1月7日曜日、午前10時より中央公民館にて開催いたします。賀詞交歓会の前というふうになります。本年の対象者は244名であり、昨年から12名の増となり、実行委員の皆さんと町担当者が話し合いながら、人生の思い出に残るような式典を考えていることを伺っております。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、八千代町消防出初式についてご報告申し上げます。恒例行事となっております消防出初式を令和6年1月13日の第2土曜日に実施いたします。当日は、午前9時から役場庁庭及び中央公民館等において、点検。分列行進。放水試験、式典を挙行いたしますので、議員各位のご臨席を賜りますよう、よろしくお願いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種について、今年9月20日から始まりました令和5年秋開始接種により、11月末現在、集団接種で4,164人、個別接種で880人、合わせて5,044人がワクチンの接種を済ませている状況でございます。合計5,044人でございます。新型コロナウイルスについては、接種の希望が多いため、12月9日に保健センターにおいて、ミニ集団接種を行いました。また、同じく16日についても行う予定であります。その他、集団接種以外については、個別接種を町内の医療機関において来年3月末まで行います。引き続き、県や地元医師会との連携を密にしまして、ワクチン接種事

業が円滑に実施できますよう努めてまいります。

次に、八千代町学校のあり方検討委員会について、今年度は第3回目の会議を令和5年7月5日に開催いたしました。協議内容は、5月に町内の保育園、幼稚園、認定こども園に通っている幼児の保護者並びに町内の小中学校に通っている児童生徒の保護者を対象とした「学校のあり方に関するアンケート調査」の結果報告でございます。また、令和5年11月30日に、委員研修として小山市立絹義務教育学校、小中一貫校であります小山市立豊田小学校・豊田中学校を視察していただきました。視察研修は、今後の八千代町の学校の在り方について大いに参考となり、現在町内小中学校の適正規模・適正配置等について慎重に審議をいただいている状況でございます。重要課題に向かい合い、お骨折りをいただいております委員各位に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも深いご理解となお一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、ベトナム国ラックズオン県訪問団の来町について、昨年度友好都市提携の協定を締結いたしましたベトナム国ラックズオン県訪問団が、今後の取組を進めるための調査を行うことを目的とし、来町いたしました。ヤティオン常務副議長を団長とし、人民委員会副委員長、視察委員長など、総勢7名の訪問団が11月25日から27日までの日程で本町産業の状況や各施設などの視察を行いました。八千代の秋まつりへの参加、町内企業見学、技能実習生との懇談を行ったほか、茨城県庁を訪問し、情報交換や今後の国際交流推進のための意見交換を行ってまいりました。今回の来町を通じまして、今後もさらなる交流の推進、地域住民や企業などの交流が広がるよう施策を推進してまいりたいと考えております。今回の友好都市交流にご理解、ご協力いただきました町議会議員の皆様にこちらについても感謝申し上げます。

次に、令和5年度の職員採用試験の結果について、本年度の職員採用試験は、大学卒が8名、短大・高校卒が2名、障害者が8名の合計18名の申込みがあり、第一次試験を9月17日に、第二次試験を11月4日に実施いたしました。その結果、8名に対しまして、合格通知を発送いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、令和5年度のふるさと納税の現況については、12月12日現在で10万6,944件、14億1,271万1,000円のご寄附を頂戴しており、初めて10億円を突破し、さらなる伸びを見せております。前年度同日比で見ますと、寄附件数は6万1,434件の増で、前年の約2.34倍、寄附金額は8億8,830万円の増で、前年の約2.69倍となっております。これもひとえに寄附者の皆さんはもちろん、議員の皆様並びに当町のふるさと納税事業に参加していただ

いている事業者の皆様のご理解、ご協力のたまものであり、深く感謝しております。今後もふるさと納税制度の趣旨にのっとった適正な運用を図りながら、自主財源の確保と地域振興のため、引き続き事業を推進してまいりたいと思います。

次に、区画整理地内の保留地販売については、広報紙、町ホームページ、チラシ、のぼり旗等により周知し、販売活動を実施しております。前回の報告から現在までは1区画を販売いたしました。販売面積は1,662.54平方メートル、金額が3,472万9,600円でございます。なお、現在は1区画の保留地を販売中であります。今後も保留地の販売を積極的に実施して区画整理事業を進めてまいりますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

最後に、契約関係でございます。別紙「契約関係報告書」のとおりでございます。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、各事業がほぼ順調に進んでいますことに感謝するとともに、今後の施策の推進への議員の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご報告とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第1号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第1、議案第1号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第1号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第7回目の補正で、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億2,560万6,000円、0.1%の増としたものであります。

本補正予算につきましては、事業の執行が急務であり、11月15日付で専決処分を行ったものです。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、詳細については担当部長からご説明をさせていただきます。慎重にご審議お願いいたします。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） ただいま上程されました議案第1号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第7号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回専決処分いたしました補正予算は、本年度第7回目の補正で、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億2,560万6,000円としたものであります。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。20款繰越金につきましては、1,100万円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。2ページをご覧ください。5款農林業費につきましては、農地耕作条件改善事業費の増額により、農業費1,100万円を増額いたします。

4ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書のほか、歳出予算事業概要書がつづられておりますので、ご覧おき願います。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第7号）の内容についてご説明申し上げましたが、この事業につきましては、盛土をしている圃場の地盤沈下が設計値以上となり、客土に不足が生じたことから、設計費及び工事費とも増額となるもので、その契約金額が5,000万円を超えたため、工期等を考慮し、契約の締結を本定例会に提出する必要があることから、その予算については専決処分をしたものでございますので、何とぞご理解いただき、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、執行部のほうから説明がありました。この1,100万円の件、我々も125号線を通っていると、下妻のほうへ向いて右側にある悪水のあの付近の場所だというふうに解釈していますけれども、それでよろしいですか。場所ね。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） この1,100万円に生じる言わば部長から説明あったこの部分につ

いて、いつこのようなことが生じて、今になっての補正予算ということになったのか、それをちょっとお聞かせいただけますか。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 14番、大久保敏夫議員の質問に対してお答えしたいと思います。こちらの事業につきましては、農地耕作条件改善事業若地区の農地整備工事に關する案件でございます。こちらの事業につきましては、あの125号線よりも南側、あの S u m i k a の東側で125号線より南側の2.4ヘクタールの耕作放棄地となっていたヨシで覆われていたところを土地改良を実施することによって、優良農地として再生する土地の有効活用を目途とした事業でございます。

こちらの事業につきましては、先ほどの議員説明もありましたように、掘削土がちょっと減少してしましまして、盛土する土量が大幅に減少したということが見込まれましたので、大幅に変更設計を行うことになりました。この事業の内容につきましては、10月24日、議会の例会のほうでご説明させていただきました。なおかつ、こちらの事業変更に伴うことについて、臨時の議会の開催をちょっとお願いしたところだったのですが、相談した結果、専決でいいだろうというご了解をいただきましたので、このような対応をさせていただきました。

以上であります。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 後ろからの話になってしまいますけれども、今、部長のほうからありましたように、専決でいいだろうという決定をした部局というか、その部署はどこにあったのか、まずそれが第1点。

もう一つは、先ほど言った2.4ヘクタールのこの該当地については、全て民間なのか、全て町なのか、あるいはまた民間含めて町の部分あるいはまた民間の部分を含めてどのような該当者、言わば何名がこれを復興する工事、これだけのお金をかけてやった後、何人の農家の人にこの言わば区画整理した近代的な農地ができると思うのですが、そのようなものが配布されるのか、そこのところだけちょっとお聞かせ願えますか。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） ただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

まず、10月24日の例会について事業の説明をさせていただいて、今後の対応という形でご説明させていただいて、了解を得たということを改めてご報告させていただきたいと思います。

それから、農地の集積のほうなのですが、地権者のほうは21名ございます。耕作者はそのうちの2名という形で実施している予定です。

以上です。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） では、再々になりますので、これ部長、今、21名のうち2名が耕作していたと。そうするとこれについて21名のうち、地主が21名いて、2名しか耕作というか、やっている人がいなかったと。そうするとこれが町が関与して、先ほど地主と町の負担が幾らかという話はまだ抜けているので、それも説明してもらいたいのですけれども、これ21名の部分が2名しかやっていなかった。今回のこの事業によって、多くの銭が、何千万円もの金が入っていくわけですが、このことによって21名の地主のうち何名が耕作者として、名義人としてではないですよ。耕作者として戻るのか。町がこれだけきれいにやってくれたのでは、多分飛び地のやつも、鈴木なら鈴木土地3反ぶりとか、山田という人に1反5畝とか、全部集約されていくと思うのですが、この21名の地主で2名が現実にやっておって、今回の県、国なのか分かりませんが、補助金を含めて、町も手助けして今度は復興させたこの立派な農地になった場合に、21名のうち何名が、あるいは全員が戻るのか、それともまたこの2名だけでやることなのか、その辺についてちょっとご説明いただけますか。再々なので、これだけで終わりにしますから、お願いします。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、事業費なのですが、こちらにつきましては、総事業費が1億3,300万円、そのうち国の補助金が、国の助成対象が50%、県が14%、町のほうが36%という内訳になっております。先ほど地権者のほうが21名のうち2名の耕作という形を説明してしまいましたけれども、実は地権者21名は全て非農家でありまして、耕作している人がそれ以外の方が対象という形になります。実際2.4ヘクタール、町で進めている土地の有効活用、集積化という形につながりますので、これは町の農業のモデルケースとして非常に

成功させたい事例の一つとなっておりますので、ご理解いただければと思います。

失礼します。

議長（上野政男君） 質疑、ほかにありませんか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） 専決処分のやつで大変恐縮なのですが、私は全くずぶの素人で工事のことは分かりませんが、先ほどの説明の中で、残土不足と、地盤沈下と、これ設計上、想定できなかったのかと。自然災害による天変地異ではない限り、設計会社はその辺のところを分からなかったのでしょうかと、そういうことをお聞きしたいわけです。

それで、それもしです。もし設計ミスがあったとするならば、今度の追加工事の設計料100万円残っていますよね。こういうものは払うどころか、弁償もしくは違約金という問題になるのではないかなと私は思ったので、工事のことは全く素人ですけども、その辺のことだけお聞きしたいと思います。これでお答えだけで結構ですので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 4番、吉田安夫議員の質問に対してお答えしたいと思います。

こちらの変更理由につきましては、掘削土の曝気による減少や圃場の沈下による減少などにより、3,000立米もの土量が不足してしまったため行うものであります。こちらについては、国、県等とも協議した上で進めさせてもらった事業でありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第2、議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これの提案理由をご説明させていただきます。

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられており、3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年となっております。

委員の選出につきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっているものであります。

現委員の大久保一衛氏が12月31日をもって任期満了となりますので、大出豊氏を選任いたしたく提案するものでございます。

今回提案いたしました大出豊氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで、適任者であると考えますので、公平委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第でございます。

提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い

願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第3号 八千代町下水道事業の設置等に関する条例

議長（上野政男君） 日程第3、議案第3号 八千代町下水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町下水道事業の設置等に関する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業は、地方財政法で規定する公営企業に該当し、効率的、効果的な事業の執行と事業についての経営責任及び説明責任が求められており、今後の事業の健全な運営を図るためには、財政状況及び経営状況をより明らかにする公営企業会計化が重要となっているところでございます。

国では、人口3万人未満の地方公共団体の公共下水道事業、農業集落排水事業の公益事業について、令和5年度までを拡大集中取組期間として公営企業会計への移行を要請しているところでございます。

また、補助金等の財政措置においては、要請期限である令和6年度からの適用が要件とされているところでございます。

このようなことから、地方自治法により特別会計を設置している下水道事業及び農業集落排水事業について、令和6年度から2つの事業を一体とした下水道事業を設置し、地方公営企業法の財務規定を適用するに当たり、当該条例を制定するものでございます。

提案を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） また、甚だ失礼なのですがけれども、今、野村町長さんのお話の中で、集落排水、それぞれの地区の集落排水がこの地方公営企業法でやると、その辺のところがちよっと分からないのですが、地元の集排の人たちはどういうことなのでしょう。そうすると、では公営企業法でやるということに関してご納得いただいているのだからどうか、その辺もひとつお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 4番、吉田安夫議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど提案理由にもございましたとおり、現在地方自治法により特別会計を設置している下水道事業及び農業集落排水事業について、効率的、効果的な事業の執行と事業についての経営責任及び説明責任、財政状況及び経営状況の明確化が求められております。そのため、国のほうから移行の要請、補助金等の財政措置の要件などにこれが求められております。それらにより、2つの事業を一体とした下水道事業を設置するというのが移行しなければならないという条件になっておりますので、令和6年度から地方公営企業法の一部に主に財務規定を適用するに当たり、当該条例を制定するというところでありますので、議員各位のご理解いただければと思います。

以上です。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） すみません。ちょっと補足をお願いします。

普通、自治体が下水道事業のほうを多く面積的にやっていて、後から周りの地区に集排を配備したというのなら分かるのですが、八千代の町は集排からやってきましたから、下水の面積が少ない中で、地方公営企業法に会計をのつけるというのが逆に事務的に難しいのかなと思ったので、ちょっと聞いたのですけれども、その辺だけ簡単に教えてください。それで質問を終わりにします。ありがとうございます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの吉田議員の質疑にお答えさせていただきます。

今、吉田議員が申されたように、当初八千代町は農業集落排水事業を先行させまして、その後、広域化によりまして、広域下水道を進めてまいりました。ところが、近年になりまして、今度は国や県の要請で公共下水道による財源というものが厳しくなった形の中で、また集落排水事業を進めるというような形になりました。その際、特別会計ではなくて、公営企業化によって会計の明確化を図りなさいと、そういう流れとなっておりまして、今回の議案提出に至りました。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町下水道事業の設置等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町下水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可

決されました。

日程第4 議案第4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第4、議案第4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、令和5年5月11日から施行されたことに伴い、八千代町印鑑条例の一部を改正するものであります。

印鑑証明書の交付については、コンビニエンスストアのマルチコピー機では、マイナンバーカードでのみ申請が可能となっています。法改正により、スマートフォンにも「利用者証明用電子証明書」を搭載し、マルチコピー機での申請が可能となったため、本条例の文言を整理するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） すみません。日本共産党を代表いたしまして、この議案第4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例に関連して質問させていただきたいと思っております。

マイナンバー制度をめぐるのは、マイナンバーカードと保険証を一体化したマイナ保険証をめぐる誤登録などのトラブルが相次いでいます。一昨日も国の総点検で1万6,000件のひもづけの誤りが見つかり、そのうち245件は他人に個人情報を見られていたということでもあります。

また、2018年12月に国税庁の委託先において、マイナンバー記載がされた55万件の個人情報データ入力業務が過去に再委託されていた問題や、昨年8月、厚労省が収集する

難病小児慢性疾病患者の診断情報などのデータベースから、氏名、生年月日、住所などが流出していたことが明らかになっています。作為、無作為にかかわらず、この情報流出というのは起こり得ることでありまして、100%情報漏えいを防ぐ安全なシステムというのは不可能です。

このような状況の中、利便性だけを求め条例を改正するのは拙速ではないかと考えるのですが、その辺の町長の認識をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

報道等あるいはいろんな話を聞きますと、個人情報の漏えいについて、確かにたくさん人の誤りがあり、そして情報が出てしまった。そういうことについては、これは大変危険なことでありまして、そしてまた個人の尊厳に関わる問題でありますので、これはあってはならないことということで、国務大臣等もおわびをした形の中で、せんだって改めて岸田首相が推進するという形になったわけでございます。

そういう危険をはらんだ形ではございますが、現在の国民の皆様あるいは町民の皆様の多様化の生きざま、生き人生あるいは生活習慣あるいは労働条件、こういうものを鑑みますと、やはりこういったマイナカードを利用しながら利便性を高めていく、そういうこともこれからは必要なのではないかと。危うい反面もあり、これはきちんと解消しながら、利便性のある多様な生活を求める皆様の支えとなるようなこの取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） すみません。私は、日本共産党を代表いたしまして、この議案第

4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例について、反対する立場で討論いたします。

議案第4号は、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備を使用する方法の追加等をするものです。

この法律は、民間、行政機関、独立行政法人と別々に制定されている3つの個人情報保護制を統合し、対象に地方自治体、地方独立行政法人を加え、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化し、利便性向上をアピールし、マイナンバーの情報連携、マイナンバーカードの鍵機能を使ったマイナポータルを入り口とした情報連携によって、データをさらに集積しようとしておりますが、集積した情報は攻撃されやすく、漏えいの危険が大変心配です。町長も危険なことはお認めになっておりましたが、そのマイナンバーカードの危険性はまともに伝えず、カードの利用拡大を進める政府の姿勢は問題だと思えます。個人情報を一元化し、徴税強化や社会保障費抑制を狙ったり、民間事業者のものの種として利活用するために個人情報が流出するリスクを認めることはできません。

以上のような理由から、議案第4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例については、反対いたします。

以上です。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（上野政男君） 起立多数です。

よって、議案第4号 八千代町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第5、議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま一括上程されました議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、本年8月の人事院勧告に基づき、一般職及び特別職の給与の改正を行うもので、本年度の人事院勧告は、民間との給与格差に基づく増額の給与改定、期末・勤勉手当の引上げを行うものとなっております。

初めに、一般職の給与に関する条例の改正内容について申し上げます。改正条例の第1条において、人事院勧告に準じ、行政職給料表及び医療職給料表の引上げ並びに12月支給の期末手当の支給月数を1.2月から1.25月に、勤勉手当の支給月数を1.0月から1.05月に引き上げております。この改正の適用につきましては、給料表の改定が令和5年4月1日、期末手当及び勤勉手当の引上げについては、令和5年12月1日に遡って適用するものであります。

また、改正条例の第2条については、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当が6月期と12月期とで均等になるように配分するため、期末手当の支給月数を1.225月とし、勤勉手当の支給月数を1.025月とするものであります。

続きまして、特別職の給与等に関する条例の改正内容について申し上げます。一般職の期末・勤勉手当の改定に準じまして、改正条例の第1条において、12月支給の期末手当を1.65月から1.75月とし、改正条例の第2条において、期末手当の支給を令和6年度から6月期と12月期に均等に配分するため、支給月数を1.7月に改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたします。説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第6、議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されたことに伴い、八千代町国民健

康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間分の4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間、国民健康保険税の所得割額、被保険者均等割額を免除するものであります。施行期日は、令和6年1月1日です。

なお、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年12月5日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第8号）

議案第9号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算

(第2号)

議案第11号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

議長(上野政男君) 日程第7、議案第8号 令和5年度八千代町一般会計補正予算(第8号)、議案第9号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第10号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第11号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、以上4件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま一括上程されました議案第8号 令和5年度八千代町一般会計補正予算(第8号)、議案第9号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第10号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第11号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、これらの提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。今回提案いたしました補正予算は、本年度第8回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,948万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億6,509万3,000円、5.7%の増とするものです。

以上が一般会計補正予算(第8号)の概要でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億7,971万1,000円、0.1%の増とするものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

続きまして、中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,563万1,000円、3.0%の増とするものです。

以上が中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億133万1,000円、0.9%の増とするものです。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、詳細については、担当部長から説明があります。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） ただいま上程されました議案第8号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第8号）の概要についてご説明を申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回提案いたしました補正予算は、本年度第8回目の補正で、歳入歳出それぞれ5億3,948万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億6,509万3,000円とするものです。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。11款地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定により、2,726万2,000円を増額いたします。

15款国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金により、国庫負担金3,755万円を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含みます国庫補助金1億1,874万5,000円をそれぞれ増額いたします。

16款県支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金により、県負担金1,877万4,000円を増額し、医療費補助金等により、県補助金112万7,000円を減額いたします。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金等により、3億2,016万2,000円を増額いたします。

19款繰入金につきましては、国際交流基金繰入金により、基金繰入金109万3,000円を増額いたします。

20款繰越金につきましては、2,578万5,000円を増額いたします。

22款町債につきましては、臨時財政対策債875万7,000円を減額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。2ページをご覧ください。2款総務費につきましては、ふるさと納税推進事業費等を含みます総務管理費2億3,744万4,000円のほか、住民基本台帳等事務事業費等を含みます戸籍住民基本台帳費102万9,000円を増額いたします。

3款民生費につきましては、障害福祉サービス等給付事業費及び電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業等を含みます社会福祉費1億8,874万6,000円のほか、子育て環境整備支援事業費等による児童福祉費325万8,000円を増額いたします。

5款農林業費につきましては、農業団体等支援事業費等を含みます農業費9,950万円を増額いたします。

7款土木費につきましては、河川対策推進事業費による河川費420万円のほか、都市計画総合事業費等を含みます都市計画費422万9,000円を増額いたします。

8款消防費につきましては、消防団活動事業費により、消防費235万7,000円を増額いたします。

3ページをご覧ください。9款教育費につきましては、学校施設管理事業費等により、教育総務費145万1,000円を増額いたします。そのほか各項の増減につきましては、主に人件費及び光熱水費等によるものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。第2表繰越明許費につきましては、戸籍システム改修事業の支出が年度内に終わらない見込みによるものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。第3表、地方債補正につきましては、臨時財政対策債の変更によるものでございます。

なお、8ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書、歳出予算事業概要書等をつづってございますので、後ほどご覧おきを願います。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第8号）の内容につきましてご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） ただいま上程されました議案第9号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,971万1,000円とするものです。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。7款繰入金につきましては、他会計繰入金を47万8,000円増額いたします。職員給与費等の一般会計からの繰入金の増額です。

8款繰越金につきましては、132万円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。2ページをご覧ください。1款総務費につきましては、総務管理費を179万8,000円増額いたします。職員人件費の増額が47万8,000円、課税計算システム改修事業の委託料として132万円を計上いたします。

なお、4ページ目以降、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書、歳出予算事業概要書を添付してございますので、ご覧ください。

なお、補正予算につきましては、令和5年12月5日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承いただいていることをご報告申し上げます。

以上、議案第9号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案のとおりご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 議案第10号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書のページをめくっていただきまして、1ページをお開き願いたいと思います。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも459万4,000円を追加し、予算総額1億5,563万1,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、6ページをお開き願います。歳入から申し上げますと、前年度の繰越金を459万4,000円増額いたします。

7ページをお開き願います。次に、歳出についてですが、第2工区区画整理事業費におきまして、工作物の移転補償費及び補償補填及び賠償金を459万4,000円増額いたします。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

続きまして、議案第11号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。予算書の表紙をめくっていただき、次のページをお開き願います。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ256万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億133万1,000円とするものであります。

補正の内容でございますが、6ページをお開き願います。歳入から申し上げますと、6款1項1目一般会計繰入金を54万9,000円増額し、8款2項1目雑入を201万3,000円増額いたします。

7ページをお開きください。次に、歳出について申し上げますと、1款1項1目農業集落排水事業管理費におきまして、3節職員手当1万6,000円、4節共済費を1万3,000円、10節需用費を196万3,000円増額いたします。

1款2項1目農業集落排水事業費におきましては、2節給料25万円を増額、3節職員手当6万1,000円増額、4節共済費20万9,000円を増額いたします。

また、2款1項公債費におきましては、2目利子の22節償還金利子として、割引料5万円増額いたします。

歳入の一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴う人件費の増に対するもので、歳入の雑入は、昨年度発生した佐野西地区中継ポンプ火災被害の建物災害共済金で、歳出の農業集落排水事業管理費の需用費の修繕料と公債費の長期債利子の増加分に充当させていただきます。

以上が農業集落排水事業特別特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

以上です。

議長(上野政男君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和5年度八千代町一般会計補正予算(第8号)から議案第11号

令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）まで4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第8号）から議案第11号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）まで4件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 5. 農地耕作条件改善事業若地区農地整備工事請負変更契約の締結について

議長（上野政男君） 日程第8、議案第12号 5. 農地耕作条件改善事業若地区農地整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第12号 5. 農地耕作条件改善事業若地区農地整備工事請負変更契約の締結についての提案理由をご説明申し上げます。

この契約につきましては、8月31日に大里産業株式会社と4,576万円で契約を締結いたしました。が、工事内容に変更が生じ、11月22日に1,283万7,000円を増額する仮変更契約を締結いたしました。

これにより、合計金額が5,859万7,000円となるため、地方自治法第96条第1項第5号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたします。説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、町長から提案ありました。先ほども出ました若地内の工事

の状況で、今回最終議案で業者の見積り違いなのか、町の責任があることによって起こり得た補正予算が1,283万7,000円ですか、これが今回今、銭が足りないから出してくれと、こういう考え方でいいと思うのですが、その前に、先ほども出ましたこの工事について、地主が21名で、現実に耕作しているのは2名だと、このことが一つの大きな原因になるわけですが、21名の人のための言わば土地改良事業だったのか、いや、2名の人のための土地改良事業だったのか、まずこれを町長に第1点お聞きしたいと思います。

結局は、この工事のやり得た部分の中で、もう一つ、国とか、いろんな予算の流れの中で、私のほうで脇、項目ではなくなってしまったので、予算を使った中で50%、14%、36%の補助金が出たと、こういうふうになるわけなのですね。これの中には地主の金、21人の人たちのお金はこのパーセントの中に含まれているのかどうか。それをちょっとお聞きしてから、この最後の話になっていきたいと思うのですが、今、大ざっぱに言いましたので、その辺答えられる立場の中で結構ですから、お願いしたいと思います。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 14番、大久保敏夫議員の質問に対してお答えしたいと思います。

私のほうからは事業計画等について回答したいと思います。こちらについては、先ほども申しましたように、事業費のほうで総額1億3,300万円で、そのうち国のほうから50%、6,650万円、それから県のほうから14%として1,862万円、町のほうから36%、4,788万円支出しております。こちらについては、地権者のほうからの支出というのはございません。こちらについては、先ほど申したように、耕作放棄地として荒れてしまった農地を再生することによって、優良農地に転換する。八千代町というのは、農業の町でもあり、その使えなくなってしまった農地を再生させるというのは、それ相応の意義があるもので、これがうまくいけばほかの地区にも、ほかの中結城地区であったり、安静地区であったり、下結城地区のほうにもそういうふう荒れてしまった田んぼ、畑等がございます。そういうところを再生することによって農業の町である八千代、これを揺るぎないものにできるのではないかと、そのモデル的な要素という形でやらせてもらっています。

以上です。

議長（上野政男君） 町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいまの14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思ひます。

最初にあつた21名のためか、2名のためかと、こういう話についてのお答えとさせていただきますたいと思ひます。形としては21名の方が所有しておりますので、そこを今まで長い期間ヨシが生え、柳が生え、使えなかつた。湿地帯であつたと。しかも、山川排水場沿いの場所的には日当たりの良好な場所でありました。そういう農地を何としても新しく農地としてよみがえらせたいと。総合計画にございますように、八千代町においては労働力不足等の農業離れもございまして、休耕地というものが、何か所かまとまつた休耕地というものもあります。その休耕地を今までほつておいたと言つてはこれは語弊がありますが、そのままになつていたものを新しく活用できないかという発想の中から始めました。

そして、農家、所有者の方は21名であります、八千代町の田園風景を保つという意味では、その環境対策として一つのもの、そして休耕地対策、空き家対策も含めまして重要な課題となっております、あそこをきちんとした農地として取り戻し、そしてその上で新たな農業を展開していただく、そういう形を考えたわけでございます。

したがひまして、所有者は21名でございますが、農業のためでもあり、町の環境保全のためでもあり、そして主産業であり、農地の推進と、多角的な意味から見て効果がある事業だと思つてこの事業を始めさせていただいたものです。

説明とさせていただきます。

議長(上野政男君) 14番、大久保敏夫議員。

14番(大久保敏夫君) そうすると、大体のこの流れが分かつてきたわけですが、ここで執行部のほうで核心に入りますけれども、このことによつて21名と2名に分かれていゝる、言わば23名と、地主は21ですから、2名だけが誰かに貸しているのか、自分でやっているのか分かりませんが、このことによつてこの土地の区画というものはその人の21名の区画に全部集約されるものなのか。借りている人の考え方に立つた形の言わば区画整理になるのか。いや、そうではないと、地主が3反7畝持つていゝれば、3反7畝の鈴木なら鈴木、こちらは山田なら山田になつていくのだという解釈でいいのか、まずそれを第1点お聞きしたいと思ひます。

基本的に私はこのことと、今、最後に業者の銭が足りなくなつたから、誰が見積もつ

て誤まったのか、執行部が誤まったのか、業者が誤まったのか、1,283万7,000円、今から議会の議決を経て金を足さなくてはならないと、これ払わなくてはならないと。誰の責任でこんなことが起きたのか。

一番肝腎なことは、もしこのこととこれにあった補正、一千二百何万円を補正するということと、前における先ほどした21名と、その予算でつくり得た、部長からありましたように、パーセントでいきますと50%とか、何%とかと言っているこの数字論の中で、地主は1円も払わない。地主は払わないで済むので、町長の説明だと、うちのほうで成田地区だの菅谷西部だの、粕礼のほうで起きれば、幾らでもこの制度を使って、町も50%近くではない、何十%の金使って何でもやってやりますよと、こういう話になるわけですね。

そうすると、現実問題として、この予算の中でこちらの分母のほうを今、議決するわけですから、ですからその議決ができなければここへ載せては駄目なのですよ。町の業者が足りないと言っている1,200万円をここへ上げてくる自体が議金をばかにしているということですよ。そうではないですか。そのものの分母のものがちゃんと議決されて初めて、足りないことがあって、大里産業あるいは誰産業でもそんなことは誰でもいいのですよ。金が落ちたのでと言って、今度の3月定例なのか何か分からないけれども、それであればならいいけれども、では前の議案が否決になったらどうなのですか。100%、100、ゼロのためにやっているのではないですよ、議会においては。何かあるか分からない。だから、議案というのは議決されて初めて物事が次のことが起きるといって、片方で議決もされないのに、金ができたか、できないか分からないのに、こっちで差額の1億2,000万円今度は最終予算で出てくると、これは私はおかしいと思うのです。

こういう方法で今の起る事業というものは、これからもそういうことで進めていくのですから、大久保議員さん言っていることがおかしいのですよということであれば、そのように言ってもらえば、私もああ、そういう論法もあるのかということでは納得しませんが、ですから私が今申し上げたいのは、この地主の問題、ではこれ21対2のやつが地主がまたやるのか、ただで直してやるわけですから、整理して優良な、多分今まで見たことのない立派な畑ができるでしょうよ。田んぼができるでしょうよ。それを本当に私からすれば、地主に戻っていくことを、優良農地というか、畑が荒れ放題だからしてやるのだと、それであれば地主のところへ戻っていくのか。いや、そうではないと、そのことによると、この2人だけのためにやってやったのだという理屈が通るのか、そ

このところをちょっとお答えください。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、こちらの農地については、区画については従来そのままありますので、そのままの状態で地権者の方にお返しするような形、整備してお返しするような形になります。

それから、現場については市街化区域に隣接している、言わば町の中心部にあるところであります。中心にあるにもかかわらず、休耕地として荒れ放題であったということは町にとっても大いなる損失であるのだろう。今後優良農地として整備して、農繁期を過ぎた、収穫が終わった後には、そこを花畑として開放したいという思いであります。それがコスモスなのか、ヒマワリなのか、コキアなのか、ちょっとまだ決めかねている部分はあるのですけれども、その花畑として町の観光地の一つとして町の中心地にふさわしい景観を取り戻したい、そういった思いもあります。

それから、設計に関して言いますと、当初の積算が甘かったのかと言われてたら、確かにそういう部分も全然ないとは申しません。そのときはちょっと申し訳ないのですが、今回現場に実際入ってみて、県の担当等においても一緒に現場のほうを測量等も併せて立会いを経た結果、これではちょっと沈下してしまって、想定する優良農地を復帰するにはちょっと土量が足りないなということで、その中で変更を認めさせていただければという形で提案させていただくものです。

私のほうからは以上です。

（「暫時休憩するかい、どうするんだい、議長」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時30分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前11時41分）

議長（上野政男君） 大久保議員のほうからの質疑を認めます。

（何事か呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） では、答弁を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、農地の件につきましては、原状回復農地にした上で、地権者の方にお戻しすると、そういう形でございます。

そして、人数の問題につきましては、町全体の環境の保全、そして農地の保全、主産業である農業の推進という形の中で、町全体に波及効果があるものと思ひます。

そして、荒れた農地、休耕地の回復については、これは長年八千代町の課題であったというものを一つの例として、この事業が成功すれば、恐らくほかの地域でもこういう事業に乗りたいという話が出るかなというふうに思っております。

また、分母の件につきましては、これは事務局のほうで説明がきちんとできていなかったと、そういうことも併せまして、今後はきちんとご理解いただく、そして議案議決いただく、このような形で説明をさせていただくと、そういう形で考えております。

以上でございます。

議長(上野政男君) 14番、大久保敏夫議員。

14番(大久保敏夫君) 再々だべ。

議長(上野政男君) はい。

14番(大久保敏夫君) では、最後の質疑になろうかと思うのですが、今、執行部のほうからどういう協議をしたのか分かりませんが、またどういうふうな考え方ということは、今、部長、町長から聞きましたけれども、基本的に私が言いたいのは、何を言いたいのかといいますと、基本的に今、事業をやって、地主のために、農業のためにという町が国、県を含めて町も含めた中で個人の民間負担をなくして、八千代の優良農地ということになるわけですが、今、部長のほうから花壇だの、花だのと、そういう話出るわけですが、私からすれば、それはまた今の話では、では優良農地を復元するという話からすると、はるか離れた話だと。そういうことができるのなら、どこでもやりますよ。菅谷西部でも成田でも3町でも5町でも花畑つくってもらえるのだったら、幾らでも、ただでやってくれて、工事やって、花もなおかつ町でつくってくれるというのなら、私のほうで率先してやりますよ。そういうことではなくて、優良農地に復元させるための流れをつくるために、21人の地主をどう説得したか分かりませんが、2

人の耕作者のために、2人が現状のままでそのまま耕作するのか、あるいはそんな形になるか私は知るよしもありません。

ただ、しかし、ここで私申し上げたいのは、この事業そのものも私も何回か役場から私のほうへ帰るのには、根ノ谷のほうを歩いていくと、図書館の脇を歩いていくと近いのだというので、この頃覚えてあそこを歩いているのです。そうするとダンプと何度か行き会います。ああ、これ昔、土地改良事業の中で余った、区画整理事業の中で余った残土があそこへ積み置かれたやつを使ってやっているのだなど、こういうふうな感じね。私自身も首長やった時期もありますから、そういう流れというのは手に取るように分かるわけですがけれども、でも基本的には私はこれから町長、私なりに提案というか、提言というか、苦言ということではなくて、提案しておきますけれども、こういう考え方のときには議会に対しても節度を守っていただくのであれば、少なくとも前の補助金とか、いろんな部分の中の部分がちゃんと事業資金を地主に負担させた、させない、そんなのはどうでもいいことだけれども、この事業そのものが完結できると。そこにおいて物事が議決された後、された後、また違うときにこの議会に、一番最後の日、そろっとみんな決まったら、この予算で1,200万円の銭足りないやつを突っ込んでいくと、そういう姑息は使わないで、同じ数字で、同じやり方でも結構ですから、少なくとも3月の補正でも何とかでやるのが私は議会に対する礼儀だと思います。こんなことできるのだったら、誰だってできます。銭はやるだけやっちゃって、はい、やっちゃったのだから、しようがないから払わなくてはならないとか、持っていかななくてはならないとか、一つの物事ができてから、新たな議会で後ろのほうへそろっと載せておいて、前のやつが議決したら、この銭ができるのだという、そういう理屈は私は通らないと、そういうふうに思っています。

私の言うことがここでやり方が違う。おかしいから地主の問題がこれだけの銭を投じることですから、できれば21人の耕作者が全て自分で、地主が耕作してもらうことを願います。しかし、また違う形で荒地地の休耕地になるよりも、気持ちのある人にといいことで、また2人の人に戻っていくのかどうかは分かりませんが、これだけの予算を使うわけですから、地主のために、地主の権利のための銭を我々町民の税金を払うわけですから、ですからできれば地主に堂々と作ってもらいたい。でも、どうしてもそのそのじい、ばあしかいないから、貸すほかないのだと言うのならそれはやむを得ないですが、そういうことで。

もう一つは、私の言い方が間違っているかどうかは分かりませんが、1つの予算議会なり、1つの金をつくったなり状況ができたときは、それはそのときに銭をつくったときの部分の中における物事というのは、少なくとも1つの議会でやって、今、最後に今言った1,200万円を追加予算で補正しなくてはならない部分は別な議会で、前のことが駄目になったら、こんな補正なんかあるわけないのだから、だからそれを町長、肝に銘じて、私の考え方が間違っているかどうか分かりませんが、私はそれが議会に対する礼儀だと思いますので、感想だけ述べてもらって、議長、答弁と言うよりも、町長からの感想だけ述べてもらって、それで私のこの件に対する質問は終わりにします。

（「議長、関連しているので、ちょっと私に一言だけ言わせてください
いよ」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） 俺の質問だから、俺先だから……

（「いや、違う。だから関連しているんだよ」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） 関連は関係ないのだって。

（「しているんだっていうの。だから、これは専決処分のあれのこと
なんでしょう」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） 町長への質問だから聞かなくては駄目なのだよ。

（「いや、いや、駄目だよ」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） では、議員……

（「この前にいろいろあるんじゃないの。だから、発言させてよ、議長。
すぐ終わるから」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） 俺の質問終わらないうちは駄目だよ、議長。

（「議長の采配だから、どっちでもいいけれども」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 宮本議員に申し上げます。

答弁だけ求めます、先。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

いろんな提案の中で、執行部に対するご配慮をいただいたと、そのように感じております。

そして、1点、2点申し上げますと、元の地主の方に戻ると。そして、農業を復活す

ると。大事なことであるというふうに私も思っております。できるならば、荒れたことが原因で、農地が荒れたことが原因で農業を離れるのであれば、こういう機会をたくさんつくって、また町内でこの総生産額250億円を誇る八千代の農業に資してまいりたいと、使っていただきたいと、そのような考えでおります。

そして、そろっとの件なのですが、ここについてはきちんと執行部側としまして、説明責任がきちんと果たせるよう、そして事務の流れを議員の皆様には誤解されないよう努力して努めてまいりたいと、このように考えております。

いずれにしても、先ほど議員がおっしゃられた図書館の脇の話あるいは安静地区の話、下結城地区の話と、多くの耕作者がこの荒れ地を何とかしてくれ、そういう話が私の耳に届いております。私としましては、それらのご期待に応えまして、きちんと八千代の農業を守りたいと、このような考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） ありますか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） この問題は当初の専決からいろいろ言われていますが、私は議運の委員長をやっています、この問題はそのときに議運にかけまして、皆さん賛成して、大久保議員も賛成して、専決よろしいということで、理由は選挙が間近で、いろいろ忙しいから、臨時議会開いても大変でしょうということで、専決処分ということで例会のときに皆さんに発表して、皆さんも了承したと思っておりますが、間違っていますか。議長もいたのです。そういうことで、そのときに皆さん一人の反対もなく、専決処分をオーケーしたわけです。そういうことです。言いたいのはそれだけです。

議長（上野政男君） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 5. 農地耕作条件改善事業若地区農地整備工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 5. 農地耕作条件改善事業若地区農地整備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 休会の件

議長(上野政男君) 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日15日より17日までは休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、明日15日より17日までは休会とすることに決定いたしました。

議長(上野政男君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、18日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時55分)